

告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年八月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルヤ千間台西店

埼玉県越谷市千間台西五 一 八

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社マルヤ 代表取締役 折原昭

埼玉県春日部市小淵二百四十三

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十四年八月二十一日